

# ていいますか？ 犬や猫



あなたの家では犬や猫を家族の一員として飼っていますか？

動物を飼うことは、楽しいことばかりではありません。しかし、一度飼いはじめたら途中でやめることはできません。動物も私たちと同じ大切な命もっています。飼い主は愛情と責任をもって育て、最後まで家族の一員として暮らす義務があります。

そして、日常生活で共存できるように、飼い主がきちんとしたルールやマナーを守って飼うことが、求められています。

## 動物を飼う前に

### 考えたいこと

動物の幸せは飼い主の意識で決まりますので、飼おうとする動物の習性などをよく調べ、責任をもって最後まで面倒をみる事ができるかどうかを、慎重に判断することが大切です。

## 守らなければならない

### モラルとマナー

#### ・犬の登録及び狂犬病予防注射の義務

狂犬病予防法により、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。飼い主は犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合、生後90日を経過した日）から30日以内に登録が必要で

す。狂犬病予防注射についても、生後91日以上の犬の所有者は毎年1回、4月から6月までに受け、鑑札や注射済票を犬に付けておかなければなりません。

なお、当町では別表のとおり第2回目の登録及び狂犬病予防注射を各会場で実施しますので、受けない犬は最寄りの会場で受けてください。

#### ・繁殖制限をする

飼い主は飼っている動物から生まれる新しい命にも責任をもたなければなりません。繁殖を希望しない場合は、飼い主の責務として不妊去勢手術などを行い、繁殖を制限する必要があります。

#### ・動物による感染症の知識をもつ

飼い主は感染症について正しい知識をもち、動物を触った後は必ず手を洗うなど、身の回りや飼育環境の清潔を保ちましょう。

また、かみ傷や引っかき傷、排泄物に触れた手は必ず洗うなどしましょう。

#### ・周りの人や自然環境に配慮する

動物を逃がしたり、放し飼いをすることは、動物の事故だけでなく、周りの人々に危害を加えます。また、捨てられた動物が野生動物の生活を圧迫し、自然生態系へのさまざまな影響も問題となります。

飼い主は飼っている動物が周りの人々や自然環境に問題を生じさせないよう十分に管理しましょう。

平成18年度那珂川町の犬等の捕獲、引き取り及び苦情件数

犬の捕獲数	返還等	引き取り			犬に関する苦情						合計
		犬	ねこ	拾得ねこ	鳴き声	脱糞	田畑あらし	咬傷	野犬・放し飼い	その他	
102	1	40	17	8	3	2	2	1	118	4	298

## 平成18年度町の犬等の捕獲数、引き取り及び苦情件数は？

昨年の当町の犬の捕獲数が102頭に対し、返還数はたった1頭です。また、飼えなくなった犬や猫の引き取りが57頭にもなります。そのほか、野犬や放し飼いなどの犬に関する苦情が130件にも及んでいます。

# 家族の一員として飼っ

狂犬病は過去の病気ではありません！

毎年、世界で 55,000 人が狂犬病で死亡しています。(WHO 推計)

狂犬病とはどんな病気？

狂犬病は人をはじめ、すべての哺乳類及び鳥類に感染します。現在のところ治療法もなく、一度発病してしまうと必ず死亡してしまう恐ろしい病気です。

なぜ今、狂犬病が危ないの？

国内では狂犬病の発生はありませんが、中国やインドネシアなどアジア諸国での発生が多く、諸外国との交流が盛んな現在では、いつ狂犬病が侵入するか予断を許さない状況です。

狂犬病を防ぐには？

狂犬病は一度発病すると治療法はありません。そのため予防が極めて重要です。

現在、検疫により海外からの侵入を防いでいますが、一度ウイルスの侵入を許してしまうと、流行を防ぐことは困難です。そこで重要となるのが狂犬病予防注射です。狂犬病予防法により義務付けられています。接種率が低ければ流行を抑えることはできません。

## 平成 19 年度犬の登録及び狂犬病予防注射（第 2 回）日程表

平成 19 年度犬の登録及び狂犬病予防注射（第 2 回）を下記日程のとおり実施します。

月 日	地 区	会 場	時 間	月 日	地 区	会 場	時 間
6 月 26 日 (火)	馬 頭	山村開発センター前	9:00～ 9:10	6 月 28 日 (木)	小 川	小川健康管理センター	9:00～ 9:35
	和 見	和見集会所	9:20～ 9:30		芳 井	上芳井公民館	9:50～ 10:20
	小 砂	JAなす南小砂支所	9:40～ 9:50		浄法寺	浄法寺公民館	10:30～ 10:50
		馬頭西小学校入口	10:00～ 10:10		三 輪	三輪多目的集会所	11:00～ 11:20
	小 口	小口集会所	10:20～ 10:30		谷 田	谷田公民館	11:30～ 11:50
	北 向 田	北向田公民館	10:40～ 10:50		<ul style="list-style-type: none"> <li>登録料：3,000円</li> <li>予防注射料：3,300円</li> <li>●生後91日以上の子犬は、全て登録が義務付けられています。(登録は一生に一度です)</li> <li>●狂犬病予防注射は毎年1回、必ず受けてください。</li> <li>●登録犬の死亡・登録事項変更の場合は、届け出てください。</li> <li>●他の犬・人にかみついた犬は、口輪を付けてください。</li> <li>●時間は、多少ずれることがあります。</li> </ul>		
	久 那 瀬	久那瀬集会所	11:00～ 11:10				
	松 野	JAなす南武茂支所	11:15～ 11:25				
富 山	富山集会所	11:35～ 11:45					
6 月 27 日 (水)	馬 頭	馬頭健康管理センター	9:00～ 9:10	問い合わせ：住民生活課生活環境係 ☎0287-92-1112			
	矢 又	脇郷入口バス停脇	9:25～ 9:35				
	健 武	消防馬頭分署前	9:55～ 10:05				
		大鳥公民館	10:15～ 10:25				
	大山田下郷	御前岩駐車場	10:35～ 10:45				
		町公民館	10:50～ 11:00				
	大山田上郷	生活改善センター	11:10～ 11:20				
	盛 谷	盛谷地区健康増進施設	11:35～ 11:45				
大 内	大内生活改善センター	11:50～ 12:00					